

事業名	景観形成推進事業費		調書番号	94
細事業名	景観審議会開催費	財務コード	771203	
担当部課室	県土整備 部 県土整備総務 課 景観づくり推進室 (内線)		7124	

事業の概要			
実施期間	始期	H2 年度 ~ 終期	年度
実施主体	県(直営)		
目的	だれ(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか
	山梨県景観審議会委員	県土の景観形成及び屋外広告物に関する重要事項について調査・審議が行われている	かけがえのない自然景観や貴重な歴史的・文化的景観の継承と魅力ある景観の保全・創造による個性豊かで潤いのある県土の実現
内容 主にH27年度	景観審議会は、県景観条例を根拠に調査審議事項が生じた際に開催され、山梨県景観審議会委員により以下の事項を調査審議している。 ・公共事業のデザイン検討 ・屋外広告物行政の進め方 ・現地調査 H27年度事業実績 ・H28.3.8開催 議事 富士北麓地域における景観保全型広告規制地区の指定について 中部横断自動車道の供用に伴う屋外広告物規制地区の一部変更について その他		

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)								
区分	指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
活動指標	審議会の開催回数	目標	2	2	2	2	2	2
		実績(見込)	1	1	1	2	1	0
		達成率	50.0	50.0	50.0	100.0	50.0	
		達成区分	c	c	c	b	c	
成果指標		目標						
		実績(見込)						
		達成率						
		達成区分						
決算(予算) 単位:千円		307	388	388	320	390	390	360

事業の評価(平成27年度の業績評価)		
活動指標	b	開催回数については、審議事項が出てきた際に開催することとしているため、努力により開催回数の増加を図るものではない。H27年度に開催された審議会においては、富士北麓地域における景観保全型広告規制地区の指定や中部横断自動車道の供用に伴う屋外広告物規制地区の一部変更について諮り予定どりの活動量があった。
成果指標		屋外広告物条例に関する重要事項について調査・審議し、十分な成果を上げている。

・「活動指標、成果指標の達成率」から事業の活動量、成果に係る一次評価の考え方を記載すること。
 ・指標がない場合や指標を補足する必要がある場合には、指標によらない成果を用いて記載すること。

見直しの必要性(平成29年度に向けた改善等の考え方)	
県関与の必要性	判定 <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性がある程度認められる <input type="checkbox"/> 必要性が低い
	説明 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 社会経済環境の変化により、当該事務事業が解決すべき課題が増えている、増えることが予想される <input type="checkbox"/> 事業の拡大や充実を求める意見・要望が増えている <input checked="" type="checkbox"/> 法令等により、県が実施することが義務づけられている <input type="checkbox"/> 県が実施しないと、県民生活に深刻な影響が生じる <input type="checkbox"/> 民間が実施した場合、現在のサービス水準を維持することが、収益性や技術面で困難である。 <input type="checkbox"/> その他
有効性(成果向上)	判定 <input type="checkbox"/> 大幅な成果向上が可能 <input type="checkbox"/> 成果向上が可能 <input checked="" type="checkbox"/> 成果向上は余り望めない
	説明 山梨県景観条例及び山梨県屋外広告物条例に基づき開催しており、十分な効果を上げている。
見直しの余地	判定 <input type="checkbox"/> 見直す余地がある <input type="checkbox"/> 見直す余地がある程度ある <input checked="" type="checkbox"/> 見直す余地がない
	説明 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 民間委託や指定管理者制度の活用など事業手法の見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化する余地がある <input type="checkbox"/> サービスの対象、水準、内容を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 実施体制(事業間・組織間の連携や事務分担など)を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 投入したコストに見合った効果が現れておらず、効果向上やコスト削減を検討する余地がある <input checked="" type="checkbox"/> その他 次のとおり
その他	説明 委員数、開催頻度については条例に基づいているため、これ以上の見直しの余地はない。
見直しの必要性	無 県が実施することが義務づけられており、必要最小限の実施体制及びコストで効果を上げていること、見直しの余地もないことから、現行どおりとする。

見直しの方向(平成29年度当初予算等での対応状況)	
現行どおり	説明

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。